

審第3064号—1

答申第655号

令和8年9月1日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年9月21日付け廃第712号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1201号

令和5年6月27日付けで審査請求人から提起された、同年3月23日付け廃第2070号で行った行政文書部分開示決定（同年9月1日付け廃第633号で再決定されたもの）に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年3月7日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」、2014年以降～2022年度まで、以下の各社の上記報告書、①株式会社「〇〇〇〇」（木更津市）②有限会社〇〇〇〇（木更津市）③株式会社〇〇〇〇（市川市）④株式会社〇〇〇〇（木更津市）（但し、〇〇〇〇は、2019年度まで）」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、下記（1）及び（2）の決定を行った。

（1）本件請求に係る対象文書として、「「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」2022年度分①株式会社〇〇〇〇（木更津市）」（以下「対象文書1」という。）、「「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」2020年度～2022年度分②有限会社〇〇〇〇（木更津市）」（以下「対象文書2」という。）及び「「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」2020年度分③株式会社〇〇〇〇（市川市）」（以下、「対象文書3」という。）を特定し、令和5年3月23日付け廃第2070号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）を行った。

（2）本件請求に係る対象文書として、「「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」2014年度～2019年度分①株式会社〇〇〇〇（木更津市）②有限会社〇〇〇〇（木更津市）③株式会社〇〇〇〇（市川市）④株式会社〇〇〇〇（木更津市）」について、保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していないとし、「「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」2020年度～2021年度分①株式会社〇〇〇〇（木更津市）」及び「「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」2021年度～2022年

度分③株式会社〇〇〇〇（市川市）」については、受領していないことから保有していないとして、令和5年3月23日付け廃第2070号で行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定1を不服として、令和5年6月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 再決定

実施機関は、令和5年9月1日付けで本件決定1を取り消し、同日付け廃第633号で対象文書1及び3について行政文書開示決定（以下「本件再決定1」という。）、対象文書2について行政文書部分開示決定（以下「本件再決定2」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

千葉県による情報非公開は、いずれも正当な理由がなく、情報非公開の決定を取り消し、審査請求人の情報公開請求に応じることを求める。

2 審査請求の理由

（1）産廃マニフェスト制度で義務付けられた報告書である。

審査請求人が情報公開請求した「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」は、廃棄物処理法で定められた事業者（中間処理業者も含む）による不法投棄を防ぐために、事業者が義務付けられた産廃マニフェスト制度に基づく報告書である。

この法令で義務付けられた報告書は、報告書を受け取る行政が、公開することを前提に、事業者による不法投棄を防止する法令上の仕組みであり、本件のような千葉県の非開示対応は、産廃マニフェスト制度で明らかにすることが義務付けられている事業者名や、処理産廃の種類や量などの規定よりも、事業者による公共性のない主張を優先させた対応と言え、本件非開示理由は成り立たない。

産廃マニフェスト制度は、事業者が産廃をどのように処理したのかを、運搬、処分を委託したものを明らかにし、適正な処分が図られているかを順を追って報告させることにより不法投棄を防止する仕組みであり、推進する大きな社会的根拠を持っている。

この産廃マニフェスト制度は、管理票の提出と「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の2つの柱で成り立っている。管理票は、排出事業者や運搬、処分に係わる事業者が保管（5年間）義務を課すとともに、排出事業者（中間処理業者を含

む)は、行政(県や代行する政令指定都市、中核都市など)に報告するとともに、報告書を受けた行政には5年間の保管を義務付けている。

報告書や管理票は、もちろん正直に虚偽の記載がないようにしなければならないが、その保障のために、複数枚の管理票の仕組み、管理票に記載の要点を報告書として行政に提出する事、虚偽記載への罰則規定などを設けている。

その際、どのような報告書が提出されているかを情報公開で見ることができるのは、この管理票や報告書の虚偽記載を防ぐ入口に位置付けられる手続きと言える。本件では、県がそのことを拒否したのである。

(2) 法令で定められた内容

産廃マニフェストは、「管理票」と「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」が大きな柱となっているが、廃棄物処理法では、不法投棄を防ぐために、産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者も含む)は、管理票を交付しなければならないと法令(12条の3)で定めている。

事業者が排出した産廃ごとに、その種類と数量及び受託した運送や処分事業者の名前や名称を管理票で追跡することができ、担った運送業者や処分事業者を確認することができる仕組みである。

ちなみに廃棄物処理法の規則(8条の20)には、管理票の交付の仕方として、①当該産業廃棄物の種類ごとに交付、②種類、数量及び受託者の氏名又は名称の記載をすることが定められ、管理票の記載事項(規則8条の21)として次の項目の記載が定められている。(そして管理票は、様式第2号の6に基づき作成することとなっている。)

交付年月日、氏名又は名称、住所、管理票の交付を担当したものの氏名、運搬又は処分を委託した者の住所、運搬先の事業場の名称及び所在地(保管の場合も同じ)、産業廃棄物の荷姿、当該産廃の最終処分を行う所在地、中間処理業者にあつては、管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号、同委託した者の氏名又は名称など。

また、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」については、廃棄物処理法12条の3の6号に、管理票交付者は、当該管理票に係わる報告書(様式第3号)を作成し、都道府県知事に提出しなければならないと定めている。

そして、管理票交付者の報告書については、同規則8条の27で、「報告書は、産廃を排出する事業所ごとに毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関して、様式第3号により作成し、当

該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。」となっている。

ところが、このように法令・規則の定めで報告した報告書のうち、千葉県は、「運搬受託者の許可番号」「運搬受託者の氏名又は名称」「運搬先の住所」「処分受託者の許可番号」「処分受託者の氏名又は名称」「処分場の住所」の部分黒塗りにして、審査請求人に情報非開示してきたのである。

これは、産業廃棄物を排出する事業者らの不法投棄を防ぐために設けられた産廃マニフェスト制度を無視し、破綻させるような対応と言える。

ちなみに産廃マニフェスト制度の趣旨からいって、法令で定められた運送業者や処分業者の名称や名前を管理票や報告書の情報公開請求にあたり開示するのは当然のこととし、過去に行政が情報公開請求に対して開示した際に（印鑑の印章の開示も含めて開示）、事業者が非開示を求めて異議申立てをする事例があり、異議審査や裁判の結果、異議申立てが棄却されている事例がある。

またその際、印鑑の印章の開示も含め行われている。

本件のように行政機関が情報非開示を行う事例は、審査請求者は見聞きしたことがない。

千葉県情報公開審査会は即急に開示すべきという判断を示し、不法投棄防止のための産廃マニフェスト制度を千葉県においても正常に戻していただきたい。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 事案の概要について

本件請求に対し、千葉県知事は本件決定1及び2を行った。

本件決定1を不服とした審査請求人より、本件審査請求が行われたため、本件決定1について開示・不開示の再検討を行ったところ、本件決定1において開示しなかった部分の一部である産業廃棄物処理委託事業者に関する情報について、開示することが妥当であると判断したことから、本件決定1を取り消し、その旨を審査請求人宛てに通知するとともに、対象文書1及び3については、本件再決定1を行い、また、対象文書2に記載されている法人の印鑑の印影については、条例8条3号イに該当するとして、本件再決定2を行った。

そして、本件再決定1及び2を行うことで、審査請求人が開示を求めている不開示部分は、対象文書2に記載されている法人の印鑑の印影のみとなり、本件審査請

求が不要となる可能性が生じたことから、審査請求人に対し、取消決定、再決定に係る通知書と併せて、審査請求の取下げ書類を送付し、審査請求が不要となり取り下げる場合は、2週間以内に提出するよう依頼したが、審査請求人から審査請求の取下げは行われなかった。

そのため、本件審査請求は、本件再決定2において不開示とした「法人の印鑑の印影」についての開示を審査請求人が求めている事案として取り扱われるべきであると思料する。

3 処分の理由（条例8条3号イの該当性）について

法人の印鑑は、契約書等の重要書類に使用され、法人において特別な管理をしているものであり、これを開示すると当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、条例8条3号イに該当する。

4 弁明の内容について

審査請求人は、本件不開示部分について、条例8条3号ただし書きに該当し、開示すべきであると主張しているものと解される。

しかし、本件不開示部分に記載されている情報は、法人の印鑑の印影についての情報であり、不開示にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくとは言えず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件不開示部分を公にする必要があるとは認められないことから、本件不開示部分は条例8条3号ただし書きに該当しない。

また、本件再決定2の不開示理由にも記載のとおり、法人の印鑑の印影は契約書等の重要書類に使用され、法人において特別な管理をしているものであり、これを開示すると当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、開示することは妥当ではなく、また、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告者欄に押印された法人の印鑑の印影を開示することが、産業廃棄物の適正処理を推進していくために必要であると言うこともできない。

さらに、千葉県においては、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告者欄への押印を不要とする取り扱いをしているところ、押印を行わない事業者が大半を占めている中で、たまたま押印を行った事業者の印鑑の印影が開示されてしまうことは不合理である。

以上の理由から、本件不開示部分を不開示とした本件再決定2の判断に誤りはない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性

実施機関は、本件審査請求後に本件決定1を取り消し、本件決定1において不開示とした産業廃棄物処理委託事業者に関する情報を開示するとして、本件再決定1及び2を行った。

本件審査請求は、本件決定1の取消しを求めるものであり、開示請求に係る行政文書の全部の開示を求める趣旨と解されることから、再決定によってもなお不開示とされている法人の印鑑の印影の開示を求めるものと判断されるため、本件再決定2の妥当性について、次のとおり検討する。

審査の対象となる文書は、法人から知事に対して提出のあった産業廃棄物管理票交付等状況報告書である。

当審査会が見分したところ、対象文書2に記載された法人の印鑑の印影は、当該報告書が法人の真意に基づいて作成された真正なものであることを示す際に用いる印章の印影であって、その形状は、かかる認証的機能を有するにふさわしいものと認められた。

そうすると、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、その印影を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、法人の印鑑の印影は条例8条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 9月 21日	諮問書の受付
令和 8年 6月 24日	審議
令和 8年 7月 22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 林 啓 吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横 田 明 美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)